

一般社団法人 かがしま障がい者共同受注センター

定 款

一般社団法人 かがしま障がい者共同受注センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人かがしま障がい者共同受注センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は鹿児島県における障害者就労施設等の共同受注窓口として、就労支援や障害者就労施設等における経済活動の活性化、地域・企業・行政・福祉・保健・医療等の関係機関とのネットワークの構築に関する事業を行い、製品の普及を促進するとともに、受注及び販路を拡大し、もって障害者の自立及び社会参加並びに障害者雇用の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者就労施設等の受注、販路の拡大に関する営業活動や情報の発信・PR活動・イベントに関する事業
- (2) 障害者就労施設等の共同受注窓口としての、発注・生産管理・品質管理・製造販売・技術支援・研修等に関する事業
- (3) 障害者の雇用・就労支援等に関する調査・研究及び障害者就労施設等への情報提供に関する事業
- (4) 地域・企業・行政・福祉・保健・医療等の関係機関と障害者就労施設等のネットワークの構築に関する事業
- (5) 地域交流イベントへの参加及び協賛に関する事業
- (6) 鹿児島県授産施設協議会との連携・協力
- (7) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した障害者就労施設等とする。
- (2) 賛助会員 本会の事業に協力しようとする法人又は団体で、入会にあたり正会員の推薦があるもの。

(入会)

第6条

(1) この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(2) 会員に当たっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定めて会長に届け出なければならない。

(3) 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に必要となる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 退会は、事業の廃止等のやむを得ない事由による場合を除き、この法人の事業年度末日をもって行うこととする。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会において、一般社団法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき
- (2) 会費又は負担金を納入せず、督促後1年以上納入しないとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(権利及び社員構成)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 3 前々項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会費の分担基準及びその納入方法
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として年1回毎事業年度終了3ヵ月以内に開催する。必要がある場合に臨時社員総会として開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の5分の1以上から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、社員総会を招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1会員につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、及び出席者数(書面により議決権を行使した者、及び委任により議決権を行使した者の場合にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長のほか社員総会に出席した正会員のうちから議長が指名する議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
 - (2) 監事 2人
 - (3) 事務局長 1人
- 2 理事のうち1人を、代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3人を副会長とし、1人を事務局長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところによりその職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 事務局長は、この法人の会計及び運営業務等の事務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 役員が次号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員総数の3分の2以上の多数の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、また会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみ

なす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長(代表理事)及び理事1名は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 正副会長会議

(構成及び権限)

第33条 この法人に正副会長会議を置く。

2 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

3 正副会長会議は、理事会から委任された事項を審議する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散のときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(専門委員会)

第40条 この定款の定めるもののほか、この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

4 その他事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(実施細則)

第42条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第43条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 この法人の設立時の役員は次のとおりとする。

- ・ 設立時理事(代表理事・会長) 佐多 京子
- ・ 設立時理事(副会長) 水流 寿美子
- ・ 設立時理事(副会長) 新原 達也
- ・ 設立時理事(副会長) 有村 茂樹
- ・ 設立時理事 末吉 輝範
- ・ 設立時理事 奥村 昭
- ・ 設立時理事 松久保 和俊
- ・ 設立時理事 藤井 真
- ・ 設立時理事 東 正樹
- ・ 設立時理事 大園 章子

- ・ 設立時理事 平田 いつみ
- ・ 設立時理事 高橋 洋治
- ・ 設立時監事 中村 邦彦
- ・ 設立時監事 山之内 浩子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

障害者支援施設 鹿児島太陽の里 施設長 佐多京子

鹿児島県日置市伊集院町杉ヶ迫 2075 番地

障害者支援施設 旭福祉センター 施設長 水流寿美子

鹿児島市岡之原町 986

障害者支援施設 サポートなごみ 統括施設長 有村茂樹

鹿児島市下福元町 3481

障害福祉サービス事業所 山川がんばろう館 管理者 新原達也

鹿児島県指宿市山川福元 6541-2

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人かごしま障がい者共同受注センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年 4月 21日

設立時社員 佐多京子

設立時社員 水流寿美子

設立時社員 有村茂樹

設立時社員 新原達也

附 則

この定款は平成26年6月10日から施行する。

附 則

平成29年6月26日の社員総会で承認する。(第21条の一部改正、第22条2項、第23条の一部改正、第32条2項の一部改正)